

新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、国内の産地間競争や輸入農産物との競争に対応するため、地域農業を牽引する生産者、実需者、関係機関等で構成される広域連携協議会が広域連携計画に基づき、これまでの地域の枠を超えた連携と、新たな取組みによる園芸産地づくり等を推進する事業に要する経費について、その一部を補助するために実施する、新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において知事が認定する事業計画を「広域連携計画」といい、平成30年度までの複数年度事業として申請することができる。

2 この要領において「広域連携協議会」とは、広域連携計画を実施する協議会等であって、別表1の事項を満たす協議会等をいう。

(事業の内容)

第3 本事業の内容、対象品目、事業実施主体、採択要件等は、別表2のとおりとする。

2 本事業の対象経費は新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2のとおりとする。

(申請)

第4 本事業に基づく広域連携計画認定を希望する事業実施主体は、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(広域連携計画の認定等)

第5 知事は、別に定める「広域連携計画審査会」を開催し、提出のあった広域連携計画について別に定める「広域連携計画認定の優先順位設定方法」に基づき、計画の優先順位を決定する。

2 知事は、第4により申請があった場合は、前項により決定した優先順位に基づき、認定することが適当であると認められるときは認定書を事業実施主体に交付し、認定することが適当でないときはその旨を事業実施主体に通知するものとする。

3 広域連携計画の重要な変更は、別記様式第2号により知事に申請を行うものとする。なお、重要な変更とは、次の(1)から(4)に該当する場合とする。

(1) 広域連携協議会構成機関の変更

(2) 取組計画の変更

(3) 成果目標の変更

(4) 広域連携計画の廃止

4 知事は、認定を受けた広域連携計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた広域連携計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる

(支援施策等)

第6 第5の規定により知事の認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」）は、広域連携計画で定めた目標年度までの各年度において、別に定める「新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業実施計画取扱要領」に定める事業実施計画の認定を受けることにより、新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業費補助金を申請し、交付を受けることができるものとする。

(事業の着手)

第7 事業の着手（機器・機械等の発注を含む。）は、原則として、各年度の当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、認定事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を各年度の事業実施計画認定後に知事に提出するものとする。この場合、認定事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

2 認定事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、各年度の補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

(事業の指導推進)

第8 県は、本事業の円滑かつ適正な推進を図るため、指導推進体制を整備し、事業実施主体等との間に緊密な連携を図りながら、他の計画、事業との整合性及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 地方振興事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関及び関係農業団体との緊密な連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

(報告及び調査)

第9 広域連携協議会は、認定された広域連携計画の遂行状況について、別記様式第3号により各年度の実施状況について、翌年度6月20日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告を受け広域連携計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、アドバイザーを派遣するなど、当該広域連携協議会に対し助言等を行うことができるものとする。

3 知事は、特に必要と認めた場合には、広域連携協議会に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(書類の経由提出)

第10 この要領により知事に提出する書類は、協議会の中核機関を所轄する地方振興事務所を経由するものとし、地方振興事務所長は、必要に応じて写しを取り保管するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、単年度毎の実施について必要な事項については新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業実施計画取扱要領に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年9月23日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。